

令和7年度廃棄物管理責任者等研修会 Q&A

No	質問	回答
1	回収業者の名称がプルダウンに無い場合はどうするのでしょうか。	該当する回収業者がない場合は、「その他の収集運搬業者」を御選択ください。
2	提出用エクセルA（事業用大規模建築物減量計画書）の入力シートについて、回収委託業者を選択できるようになっていますが、貸倉庫業の事業所において、複数のテナントが入っている場合、それぞれ別の回収業者に依頼されているので、これまでの様式では2者の回収委託業者名を記載していました。新しい様式では、記載が可能でしょうか？	提出用エクセルAでは、回収の委託業者の欄は、プルダウン制となっており、1者しか選択できませんので、回収量が多い回収委託業者など主な回収委託業者を選択いただければ結構です。ほかの回収委託業者も御入力いただく場合は、備考欄に追記いただくようお願いします。
3	施設内に社員食堂がありますが、食堂業者の廃棄物として扱っています。この場合、生ごみは対象外でいいのでしょうか。	委託により社員食堂を運営している場合も、委託事業者と連携して、食品ロスの削減等に取り組んでいただきたいと考えており、食堂で出た廃棄物について、食堂の委託事業者が施設内で廃棄している場合は、廃棄物の回収委託業者が異なる場合も、排出量に含めていただくようお願いします。
4	「廃棄物の発生抑制等に係る取組の実績及び計画」について、建物内に入っているテナント事業者によって、取組の実施状況が異なるが（一部は実施しているが他は実施していないなど）、このような場合の記入方法はどのようにすればいいのでしょうか。	建物内のテナントの一部で実施されている取組については、「C（一部実施<半分程度未満>）」、8程度のテナントで実施されていれば「B（おおむね実施<8割程度以上>）」など、実施状況に応じて選択肢を選んでください。 なお、実施割合は、選択の目安ですので、あまりとらわれ過ぎず、担当者の主観に基づき、選択肢を選んでいただいて差し支えありません。
5	「1 業種について」、一部の報告書対象外である業種の場合は、どのような画面になるのでしょうか。必要なシートを正しく判断できるのでしょうか。	1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の全ての事業所が大規模建築物減量計画書の提出対象となっていますが、その他の報告書（※）については、業種により、対象となる場合とそうでない場合があります。そのた

	か。	め、入力シートでは、業種を選択いただくことで、最上部に対象となる制度が分かるように表示されるとともに、様式シートでは、対象外の報告書（提出不要な報告書）はグレーに塗りつぶされます。 また、業種ごとで、どの制度の対象となるかについては、研修会資料の参考資料4や、本市HPに一覧表を掲載していますので御覧ください。 ※2R取組等事業者報告書兼計画書、特定食品関連事業者減量計画書
6	メールで提出するとのことですが、社内セキュリティ上、添付ファイルを送信する際には会社指定のオンラインストレージを使用しなければなりません。こうした場合、対応してもらえるのでしょうか。	事業者のセキュリティ対策で指定のオンラインストレージを利用される場合については、可能な対応方法について検討しますので、個別に御相談いたしますよう、お願いいたします。 なお、セキュリティ対策のため、メール添付が難しい場合は、京都市のファイル転送システムを御案内することも可能です。
7	自動販売機における缶やペットボトルなどについては、ベンダーに回収してもらっているが、ベンダー回収の場合でも廃棄量を回答する必要があるのでしょうか。	ベンダー回収については、「主な回収の委託業者等の名前」の欄において、「ベンダー回収」を選択してください。廃棄量及び再生利用量については、入力不要です。
8	プラスチック類の分別とは、廃棄物の中からプラスチックを分別していることか、プラスチックの中でさらに分別することを指しているのかどちらでしょうか。	プラスチック類の分別とは、一般廃棄物（燃やすごみ）の中からプラスチックを分別していただくことを指しています。 産業廃棄物であるプラスチック類が、一般廃棄物の中で13%を占めており、分別を徹底いただき、産業廃棄物として適切に処理いただくよう、お願いします。
9	ごみの排出量などの記入が難しく、どのようにして量を量るのかわからない。例えば、ダンボールが何kgなど、どのように計算すべきなど、具体的な方法を教えてほしい。	ごみ発生量の把握方法は、いくつかあり、①重量や容積の実績による把握や、②収集運搬業者などの回収業者から聞き取る方法、③購入量から推計する方法などがあります。 例えば、ダンボールであれば、月1回や週1回の回収の場合、実際にスケールなどで重さを何度か量り、その数値から年間量を推計する方法でも構いません。

		<p>また、本市HPに掲載している「事業用大規模建築物減量計画書等の記入の手引」の所有者用にも把握方法例について、掲載していますので参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000041585.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000041585.html</a></p>
10	<p>外国の方が多く出入りする小売店舗等を管理しています。外国の方が飲食料を購入し、小売店舗の付近で飲食した後、空の容器を持ち帰らず、入居するテナント用に設置しているごみ箱等に分別せずに捨てられてしまいます。外国の方にも分別を周知する方法はないでしょうか。</p>	<p>対策としては、入居テナント用のごみ箱であることを明示することや、鍵付のごみ箱にして入居テナントのみが開けられるようにするなどが考えられます。</p> <p>また、小売店舗等の利用者も排出できるごみ箱であれば、本市の分別表示（多言表記有り）を御活用いただけますので、本市HPからダウンロードして御使用ください。</p> <p><a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000035.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000000035.html</a></p>
11	<p>具体的な「周知・徹底」の方法を知りたい。</p>	<p>従業員向けとしては、分別ボックス付近での分かりやすい表示による周知や、社内研修での周知に取り組まれている例が多いほか、社内メールやイントラネットの活用、あるいは朝礼などの機会を捉えて周知されているケースもあり、こうした取組を参考にしてください。</p> <p>また、施設利用者向けの取組としては、分別ボックス付近にPOPを掲示するなどして、正しい分別方法等の周知を行っている事例があるほか、大学であればオリエンテーリングや学内サイトなどを活用して、正しいごみの分別方法等について周知されている事例があります。</p> <p>このほか、店舗では館内放送やポスターなどを活用し、利用客に周知されている事例がありますので、参考にしてください。</p> <p>ぜひ、「ごみ減量&amp;資源循環のための指針・事例集」も御参考ください。</p> <p><a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000349586.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000349586.html</a></p>